

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、きれいなまちづくり事業を行う市内の登録団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 この要綱において、「きれいなまちづくり事業」とは、次の各号のいずれにも該当する活動を5人以上で行うことを行いう。ただし、他の公的助成を受けて行うものを除く。

- (1) 市内の道路、広場等不特定多数の人が往来する公共の場所に散乱するごみの清掃等の美化活動
- (2) ごみの不法投棄防止のためのパトロール及び監視活動
- (3) ごみの減量化、資源化のための分別及び啓発活動

(対象団体)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる団体（以下「対象団体」という。）は、きれいなまちづくり事業を1月に1回以上行う自治会、老人会、子ども会、PTA又はNPO法人で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員が10人以上であること。
- (2) 市内を拠点として活動する団体であること。
- (3) 代表者及び会計責任者が市内に住所を有すること。

(登録の手続)

第4条 登録をしようとする団体は、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体名簿
- (2) 年間予定表
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録適合・不適合決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

3 前項の規定により適合すると認められた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

（登録の取消し等）

第6条 登録団体は、登録を廃止するときは、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録廃止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録団体が、第3条に定める登録要件に適合しないと判明したときは、登録を取り消すことができる。

3 市長は、前項の取消しをしたときは、海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（奨励金の額）

第7条 奨励金の額は、きれいなまちづくり事業を実施した1月につき2,000円とする。

（交付申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）活動予定場所の分かる書類

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、登録団体となった日から20日以内又はきれいなまちづくり事業を実施する前日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その旨を海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（交付・不交付）決定通知書（第7号様式）により登録団体に通知する。

(変更又は中止)

第10条 前条に規定する決定を受けた団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止申請書（第8号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるとときは承認し、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金変更・中止承認通知書（第9号様式）により奨励金交付団体に通知する。

(実績報告)

第11条 奨励金交付団体は、事業が完了したときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 活動場所の分かる書類

(2) 活動した構成員が5人以上写っている写真及び回収したごみの写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該年度の3月20日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、速やかに海老名市きれいなまちづくり事業奨励金確定通知書（第11号様式）により、奨励金交付団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付請求書（第12号様式）により、速やかに奨励金の請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、奨励金交付団体が次のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の内容又は条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い奨励金の返還を命ずるときは、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金返還通知書（第13号様式）により奨励金交付団体に通知するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《平成18年4月1日 制定》

《平成23年4月1日 一部改正》

《平成27年4月1日 一部改正》

《令和3年4月1日 一部改正》

《令和3年5月25日 一部改正》

第1号様式（第4条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号
(担当者)
(住所)
(電話番号)

海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録申請書

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第4条第1項の規定により申請します。

会計責任者	住所	
	氏名	
団体の構成員数		人
メール登録1 (任意)	氏名	
	アドレス	
メール登録2 (任意)	氏名	
	アドレス	

(添付書類)

- 1 団体名簿（主に美化活動を行う10名以上の構成員氏名が記載されたもの）
- 2 年間予定表
- 3 その他市長が必要と認める書類

市から請求があった場合は、暴力団員でないことを神奈川県警本部に照会するため必要な個人情報を追加提出し、それを使用することに同意します

登録番号	第	号
この欄は記入しないでください		

第2号様式（第4条関係）

年　　月　　日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録適合・不適合決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった海老名市きれいなまちづくり実施団体登録申請書について、次のとおり決定しましたので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第4条第2項の規定により、通知します。

なお、貴団体及び構成員が暴力団等に該当すると知ったときは、登録を取り消します。

1 適合・不適合の区分

適合 不適合

2 登録団体情報

団体の名称		
代表者	住所	
	氏名	
会計責任者	住所	
	氏名	
登録番号	第　　号	
登録期間	年　月　日　～　年　月　日	

3 不適合の理由

第3号様式（第4条関係）

年　　月　　日

海老名市長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録変更届出書

登録内容に変更が生じましたので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

変更事項	<p><input type="checkbox"/> 代表者の住所 変更前： 変更後：</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者の氏名 変更前： 変更後：</p> <p><input type="checkbox"/> 会計責任者の住所 変更前： 変更後：</p> <p><input type="checkbox"/> 会計責任者の氏名 変更前： 変更後：</p> <p><input type="checkbox"/> その他 変更前： 変更後：</p>
備考	

第4号様式（第6条関係）

年　　月　　日

海老名市長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録廃止届出書

登録を廃止いたしますので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

1 登録団体情報

登録団体の名称		
代表者	住所	
	氏名	
会計責任者	住所	
	氏名	
登録番号	第	号

2 登録廃止年月日

年　　月　　日

3 登録廃止理由

第5号様式（第6条関係）

年　　月　　日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業実施団体登録取消通知書

団体登録を取り消したので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第6条第2項の規定により、通知します。

1 登録団体情報

登録団体の名称		
代 表 者	住所	
	氏名	
会計責任者	住所	
	氏名	
登 錄 番 号	第	号

2 登録取消年月日

年　　月　　日

3 登録取消理由

第6号様式（第8条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付申請書

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 活動予定期間

月	実施予定回数	清掃等で回収する ごみの見込み数量
4月分	回	45L袋、20L袋
5月分	回	45L袋、20L袋
6月分	回	45L袋、20L袋
7月分	回	45L袋、20L袋
8月分	回	45L袋、20L袋
9月分	回	45L袋、20L袋
10月分	回	45L袋、20L袋
11月分	回	45L袋、20L袋
12月分	回	45L袋、20L袋
1月分	回	45L袋、20L袋
2月分	回	45L袋、20L袋
3月分	回	45L袋、20L袋

2 交付申請金額

交付金額：2000円／月 × 実施月数：月 = 円

3 添付資料

- (1) 活動予定場所の分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

号
年　月　日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（交付・不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあったきれいなまちづくり事業奨励金について、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付・不交付の区分

交付 不交付

2 交付決定金額

円

【内訳】

月	金額	月	金額
4月分	円	10月分	円
5月分	円	11月分	円
6月分	円	12月分	円
7月分	円	1月分	円
8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円

3 不交付決定の理由

条件等

- (1) 事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 奨励金交付の決定内容又は条件に違反した場合は、この奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、奨励金の返還を命ずることがある。
- (3) 海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）及び本要綱に定めるところに従うこと。

第8号様式（第10条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（変更・中止）承認申請書

年　月　日付け　　号で交付の決定を受けたきれいなまちづくり事業奨励金について、次のとおり変更又は中止をしたいので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 区分　　変更　　中止

2 変更内容

3 変更又は中止する理由

4 添付書類

最新の年間予定表

第9号様式（第10条関係）

号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金（変更・中止）承認通知書

年 月 日付けで（変更・中止）申請のあったきれいなまちづくり事業奨励金について、次のとおり承認したので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

1 区分 変更 中止

2 変更内容

第10号様式（第11条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金実績報告書

年　月　日付け　　号で交付の決定を受けたきれいなまちづくり事業奨励金について、事業が完了したので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第11条第1項の規定により報告します。

1 活動期間等

月	実施日	清掃活動の実績		
4月分		45L	袋、20L	袋
5月分		45L	袋、20L	袋
6月分		45L	袋、20L	袋
7月分		45L	袋、20L	袋
8月分		45L	袋、20L	袋
9月分		45L	袋、20L	袋
10月分		45L	袋、20L	袋
11月分		45L	袋、20L	袋
12月分		45L	袋、20L	袋
1月分		45L	袋、20L	袋
2月分		45L	袋、20L	袋
3月分		45L	袋、20L	袋

2 添付資料

- (1) 活動場所の分かる書類
- (2) 活動人数が5人以上写っている写真及び回収したごみの写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

第11号様式（第12条関係）

号

年 月 日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったきれいなまちづくり事業奨励金について、次のとおり交付すべき金額が確定したので、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第12条第1項の規定により通知します。

1 交付決定金額

円

2 交付確定金額

円

3 差引額

円

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

团 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

電話番号

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金交付請求書

年　月　日付け　　号で交付の決定を受けたきれいなまちづくり事業奨励金について、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定金額

四

2 請求金額

四

3 振込口座

金融機関名	銀行・信金・農協 信組・金庫 (該当するものを○で囲む)	支店・支所 出張所 (該当するものを○で囲む)						
種類	普通・当座 (該当するものを○で囲む)	口座番号
フリガナ								
口座名義人								

第13号様式（第13条関係）

号
年　月　日

様

海老名市長

海老名市きれいなまちづくり事業奨励金返還通知書

年　月　日付け　　号で交付の決定をしたきれいなまちづくり事業奨励金について、海老名市きれいなまちづくり事業奨励金の交付に関する要綱第13条第1項の規定により、交付決定を受けた補助金の全部又は一部を取り消しましたので、同条第2項の規定により、次のとおり奨励金の返還を命じます。

1 交付決定金額

円

2 返還金額

円

3 奨励金返還の理由